

各行政委員会の活動状況等

資料 2

名 称	教育委員会	委員 数	6名（教育長含む） （地教法3）	任 期	4年（再任可） （地教法5）				
設置目的 （根拠条文）	教育委員会は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。 （地自法180の8）								
職 責	教育行政の政治的中立性や継続性、安定性を確保するとともに、多様な民意を反映するため、教育、学術及び文化に関する見識をもち、幅広い知識や経験を有する者を教育委員会の委員として、教育施策の基本方針、教職員の人事など重要事項を決定している。								
活動状況 （H21）	会 議 開 催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	定例会 月2回 （原則毎月第1・3金曜日、ただし議会本会議開催中は除く） 20回開催	学校周年記念式、卒業式、各種意見交換会等 委員長29回 委員 15回 （ただし県議会対応分除く。）	議会本会議（臨時会含む） 開閉会行事・代表質問出席 委員長17回 議会本会議一般質問・文教委員会出席 委員 10回	委員協議会17回 （定例会開催日に、会議とは別に必要に応じて開催）					
<p>（上記の説明）</p> <p>ア 委員協議会：会議とは別に、必要に応じて開催し、基本的事項及び重要案件、特定の事項について、委員同士の研究討議等を行っている。</p> <p>イ 各種意見交換会等：教育施策に活かすため、学校の現状を視察したり、教職員、社会教育関係者、市町村教育委員等との意見交換会を開催している。</p>									
委員毎の活動状況	委員毎の活動状況（平成21年度）								[委員はH22. 6. 1現在]
	区分	氏名	職業等	報酬月額 （カット後）	会議	行事等	回数 （計）	日数 （計）	備考
	委員長	松田 欣也	会社役員	204,300	20	28	48	45	委員長 H22. 2. 24～ H23. 2. 23
	委員	橋本 信子	大学教授	165,600	18	24	42	36	
	委員	高橋 香代	大学教授	165,600	16	20	36	32	
	委員	大原謙一郎	法人役員	165,600	17	20	37	33	
	委員	中島 義雄	会社役員	165,600	17	39	56	49	委員長 H21. 2. 24～ H22. 2. 23

主な行政  
権 限  
(根拠条文)

- 1 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事
- 2 学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関する事
- 3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事
- 4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事
- 5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事
- 6 教科書その他の教材の取扱いに関する事
- 7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事
- 8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事
- 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事
- 10 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事
- 11 学校給食に関する事
- 12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事
- 13 スポーツに関する事
- 14 文化財の保護に関する事
- 15 ユネスコ活動に関する事
- 16 教育に関する法人に関する事
- 17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事
- 18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事
- 19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。  
(地教行法23)

(上記の説明)

上記事務の一部は教育長の専決となっているが、次の事務については、比較的軽易な事項を除き、教育委員会の議決が必要である。

- 1 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事
- 2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事
- 3 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止、県立学校の課程、学科、専攻科及び別科の設置及び廃止並びに県立学校の通信教育の開設及び廃止に関する事
- 4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに県費負担教職員の任免その他の人事に関する事
- 5 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事
- 6 地教行法二十九条に規定する意見の申出に関する事
- 7 県立学校その他の教育機関の敷地の設定又は変更に関する事
- 8 県立学校の通学区域の設定又は変更に関する事
- 9 県立学校の生徒の定員に関する事
- 10 教科用図書の新採に関する事
- 11 岡山県文化財保護条例による文化財の指定及び解除に関する事
- 12 教育に関する法人の監督及び解散命令に関する事
- 13 教育に関する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事
- 14 条例で設ける各種委員会等の設置及び廃止並びに委員の任命及び委嘱に関する事
- 15 市町村の教育事務についての是正の要求、是正の勧告及び是正の指示に関する事
- 16 教育委員会を当事者とする訴訟及び不服申立てに係る方針その他重要な措置(職員を代理人に選任することを除く。)並びに教育委員会に対する不服申立てに関する事
- 17 岡山県行政情報公開条例に基づく公文書の開示の可否の決定に関する事
- 18 岡山県個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の可否の決定に関する事
- 19 その他教育委員会の特に指定した事項に関する事

<p>委員選任要件 (根拠条文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの。(地教行法4①)</li> <li>・ 破産者で復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者は委員となることができない。(地教行法4②)</li> <li>・ 委員の定数の2分の1以上の者が同一政党に所属することとなってはならない。(地教行法4③)</li> <li>・ 年齢、性別、職業等に偏りが生じないよう配慮するとともに、保護者である者が含まれるようにしなければならない。(地教行法4④)</li> </ul>
<p>委員選任方法 (根拠条文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。(地教行法4①)</li> </ul>
<p>委員に課される義務・制限 (根拠条文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。(地教行法6)</li> <li>・ 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなった場合は失職する。(地教行法9①1二)</li> <li>・ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。(地教行法11①)</li> <li>・ 委員は法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、教育委員会の許可を受けなければならない。(地教行法11②)</li> <li>・ 委員は政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。(地教行法11⑤)</li> <li>・ 委員は当該地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。(地自法180の5⑥)</li> </ul>
<p>その他</p>	

各行政委員会の活動状況等

名 称	選挙管理委員会	委員数	4名 (地自法181②)	任期	4年(再任可 :選挙で選出) (地自法183①)				
設置目的 (根拠条文)	選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。 (地自法186)								
職 責	<p>選挙は、代表者を多数決により選出し、その意見を政治に反映させるためのものであることから、その管理執行に当たっては、特に厳正な対応が常に求められている。</p> <p>県選挙管理委員会は、選挙の適正な管理執行を行う責務があり、加えて県及び市町村が管理執行する選挙に関する異議の申出、審査の申立及び訴訟の申立がなされる可能性があるため、常に慎重な判断、決定が求められている。</p> <p>また、より多くの民意を政治に反映させるため、近年の各種選挙における低投票率の傾向に歯止めをかけ、向上させることが求められている。</p>								
活動状況 (H21)	会 議 開 催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	定例会 月1回 (平均1時間)	全国総会・役員会等 委員長 3回 委員 4回	出席延べ34回 (答弁あり:9月)	衆院選関係業務、選挙啓発等 委員長 6回 委員 4回 (その他、議会質問や選挙争訟への対応など、事務局職員からの相談等を随時受けている)					
<p>(上記の説明)</p> <p>ア 委員会に諮る事項は、選挙の多い年や選挙争訟が提起された場合は数が多くなり、また、各種選挙に係る補欠選挙は、その選挙事由が生じた都度行われる。</p> <p>イ 委員は、全都道府県の選挙管理委員会が組織する「都道府県選挙管理委員会連合会」の総会に年1回出席するほか、県選挙管理委員会が主催する各種説明会等に出席している。</p> <p>また、県が管理する選挙においては、選挙長又は選挙長職務代理者として立候補届出の受付や選挙会、当選証書付与式に出席している。</p> <p>ウ 県議会の開催日に出席するほか、質問の通告があった場合には、委員会を代表して委員長が答弁している。</p> <p>エ 上記回数は、同日に2つの行事がある場合、それぞれ1とカウントしている。</p>									
委員毎の活動状況	委員毎の活動状況(平成21年度) [委員はH22.6.1現在]								
	区分	氏名	職業等	報酬月額 (カット後)	会議	行事等	回数 (計)	日数 (計)	備考
	委員長	岡本 研吾	会社役員	165,600	10	19	29	25	10/2改選
	職務代理者	長谷川知子	一級建築士	132,300	12	14	26	24	10/2改選
	委員	藤枝 薫	元県職員	132,300	12	17	29	27	
	委員	安倉 孝弘	弁護士	132,300	6	6	12	11	10/2補充
	水川 武司	弁護士		4	6	10	9	9/2死亡	

<p>主な行政 権 限  (根拠条文)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 衆議院議員選挙、参議院議員選挙、知事選挙、県議会議員選挙、海区漁業調整委員会委員選挙、土地改良区総代選挙等の管理執行及び助言（公選法5、漁業法88、土地改良法施行令5）</li> <li>2 最高裁判所裁判官国民審査の管理執行（最高裁判官国民審査法58）</li> <li>3 市町村が管理執行する選挙助言事務（地自法245の4①）</li> <li>4 選挙啓発に係る事務（公選法6）</li> <li>5 政治資金規正法、政党助成法に係る事務（政治資金規正法6 ほか）</li> <li>6 直接請求に係る事務の管理執行及び助言（地自法186）</li> <li>7 選挙争訟に係る事務（公選法202ほか）</li> <li>8 国民投票の管理執行（憲法改正手続法150）</li> </ol> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(上記の説明)</p> <p>ア 公選法をはじめ、各種法令によって県選挙管理委員会が管理することとなっている選挙等を執行するほか、市町村が管理する選挙については、主に選挙制度に関する助言を行う。</p> <p>イ 選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、選挙に際しての投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要な事項を選挙人に周知するための各種研修会や事業を実施する。</p> <p>ウ 政治団体の届出の管理、政治資金収支報告書の受付及び集計、公表、政党交付金の用途に関する報告書の形式審査等を行う。</p> <p>エ 知事や県議会議員の解職請求、県議会の解散請求がなされた場合の直接請求事務を管理するとともに、市町村選管の事務に対し、助言を行う。</p> <p>オ 市町村及び県が管理する選挙の結果に異議申出、審査申出があった場合に、選挙の効力又は当選の効力について審議し、裁決又は決定を行う。</p> <p>カ 国民投票法が平成22年5月に施行されたことに伴い、国民投票事務の管理に必要な規程を整備するとともに、国民投票事務を管理する。</p>
-------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>委員選任要件 (根拠条文)</p>	<p>1 選挙権を有し、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者であること。(地自法182①)</p> <p>2 選挙、投票、国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は委員となることができない。(地自法182④)</p>
<p>委員選任方法 (根拠条文)</p>	<p>1 委員は、県議会において選挙される。(地自法182①)</p> <p>2 委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。(地自法187①)</p> <p>3 委員長の職務代行者は、委員長が指定した委員とする。(地自法187③)</p>
<p>委員に課される義務・制限 (根拠条文)</p>	<p>1 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5⑥)</p> <p>2 委員は、2人が同時に同一の政党、政治団体に属してはならない。(地自法182⑤)</p> <p>3 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。(地自法182⑦)</p> <p>4 県議会における選挙結果に不服を申し立て又は出訴した場合、委員は裁決又は判決が確定するまではその職を失わない。(地自法183④)</p> <p>5 失職事由(選挙権を有しなくなったとき/県に対しその職務に関する請負をする者又は法人の取締役等になったとき/選挙、投票、国民審査に関する罪を犯し刑に処せられたとき)に該当するときは、委員はその職を失う。(地自法184①)</p> <p>6 罷免事由(心身故障又は非行があった場合、県議会はその議決により委員を罷免できる)に該当する場合を除き、委員は意に反して罷免されない。(地自法184の2)</p> <p>7 委員長が退職しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。(地自法185)</p> <p>8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。(地自法185の2)</p> <p>9 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。(地自法189②)</p> <p>10 委員は、在職中、選挙運動をすることができない。(公選法136)</p> <p>11 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6)</p>
<p>その他</p>	<p>選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。(地自法192)</p>

### 各行政委員会の活動状況等

名 称	人事委員会	委員 数	3名 (地公法第9条の2①)	任 期	4年(再任可) (地公法第9条の2⑩)				
設置目的 (根拠条文)	人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。(地自法第202条の2①)								
職 責	人事委員会は、中立的かつ専門的な人事機関として、給与についての勧告を行っているほか、県職員の採用試験、懲戒処分についての不服申立に対する裁決など行うため、人事委員は、専門的かつ中立的な立場で、人事行政の公正、妥当性を確保することを任務とすることから、非常に重要な職責を負っている。								
活動状況 (H21)	会 議 開 催	会議以外の行事等		県議会対応	その他の活動				
	年32回 (平均2時間)	勧告等 委員長 26回 委員 約20回		出席 委員長 18回 委員 9回 (H19, 20答弁あり)					
<p>(上記の説明)</p> <p>ア 人事委員会の開催は、人事委員会議事規則第1条において「岡山県人事委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があったとき、委員長が招集する。」と規定されているが、実際には、議案の有無、緊急性及び内容について事務局で考慮し、各委員の日程を調整した上で開催している。 その結果、平成21年度は32回の開催となっている。委員会は、通常午前10時から約2時間開催している。</p> <p>イ 委員会以外の活動状況としては、人事委員会給与勧告、県議会の定例会及び臨時会へ出席し答弁などの対応や全国人事委員会連合会、中国地方人事委員会協議会、十五都道府県人事委員会協議会の総会等出席(各1回)、職員労働組合との会見(年1回)、口頭審理の出席、現地視察などで、委員長は26回、委員は約20回となっている。</p> <p>ウ 議案の検討資料が多い場合や検討の期間が短い場合には、自宅又は事務所まで職員が出向き、検討資料を説明し、事前に検討していただいている。 具体的には、口頭審理等の準備手続の資料には事前に目を通してもらう必要がある。</p> <p>エ 各委員には、県職員A(大卒)採用試験にあたっては、委員1人につき約30人の受験者の口述試験を行っている。</p>									
委員毎の 活動状況	委員毎の活動状況(平成21年度) [委員はH22.6.1現在]								
	区分	氏名	職業等	報酬月額 (カット後)	会議	行事 等	回数 (計)	日数 (計)	備考
	委員長	村上 行範	元県職員	204,300	32	26	58	49	
	委員	佐藤 園	大学教授	165,600	32	17	49	35	
	委員	西田 秀史	弁護士	165,600	32	20	52	46	

主な行政  
権 限  
(根拠条文)

- 1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- 2 給与、勤務時間その他の勤務条件等職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- 3 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
- 4 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

(地公法第8条①)

(上記の説明)

ア 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として設けられ、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保することを目的としている。そのため、この給与勧告は、県職員の給与決定について非常に大きな役割を果たしている。

イ 例年、勧告時に、給与等勤務条件に係る調査結果として、職員給与や民間給与についての実態調査の結果などを報告している。

ウ 専門的な人事機関として、職員の採用に当たっては、成績主義の原則や平等取扱いの原則の下、不特定多数の者から能力実証を行って選抜するため、公正、公平に県職員、警察官、警察事務職員、市町村立小・中学校事務職員及び身体障害者対象の県職員採用試験を実施し、合格者を決定し、採用候補者名簿を作成している。また、特定の者が特定の職につく適格性があるかどうかを確認する方法として、採用・昇任の選考を実施している。人事委員会の試験は、県職員等の人材確保の面で大きな役割を果たしている。

エ 不利益処分についての不服申立制度は、任命権者から懲戒処分など不利益な処分を受けた職員から不服申立てがあった場合に、第三者機関である人事委員会が、審査を行い、当該不利益処分が適法、妥当であれば、処分を承認し、違法・不当であれば、取消又は修正する裁決を行う。

オ 勤務条件に関する措置要求制度は、労働基本権を制約された代償として、職員の勤務条件の適正を確保するため、職員が勤務時間その他の勤務条件に関し当局により適当な措置がとられるべきことを要求することを職員の権利として保障するもので、こうした措置要求について、人事委員会が審査し、必要に応じて勧告を行う。

なお、人事委員会は市町村等の公平委員会の事務を受託している。  
(現在の受託地方公共団体は10市、10町、2村、41一部事務組合の計63団体)



<p>委員選任要件 (根拠条文)</p>	<p>1 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから選任する。 (地公法第9条の2②)</p> <p>2 委員の選任については、委員のうち2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。 (地公法第9条の2④)</p>
<p>委員選任方法 (根拠条文)</p>	<p>1 委員は、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。 (地公法第9条の2②)</p> <p>2 人事委員会又は公平委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。 (地公法第10条①)</p> <p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する。 (地公法第10条③)</p>
<p>委員に課される義務・制限 (根拠条文)</p>	<p>1 欠格事項に該当する者(①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者、③政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者)は委員になることはできない。 (地公法第9条の2③)</p> <p>2 罷免事由(委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職務上の義務違反、非行があつた場合、若しくは2人以上が同一の政党に属することとなつた場合、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免する。)に該当する場合を除き、意に反して罷免されない。 (地公法第9条の2⑦)</p> <p>3 委員は、失職事由(①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、②地方公務員法(第5章)に規定する罪を犯し刑に処せられた者、③政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者)に該当するに至つた場合は、その職を失う。 (地公法第9条の2⑧)</p> <p>4 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員の職を兼ねることができない。 (地公法第9条の2⑨)</p> <p>5 委員には、地方公務員法上の服務関係規定の一部が準用される。 (地公法第9条の2⑫) (①服務の根本基準(地公法第30条)、②服務の宣誓(地公法第31条)、③法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法第32条)、④信用失墜行為の禁止(地公法第33条)、⑤秘密を守る義務(地公法第34条)、⑥政治的行為の制限(地公法第36条)、⑦争議行為等の禁止(地公法第37条))</p> <p>6 委員は、当該地方公共団体に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の取締役等たることができない。 (地自法第180条の5⑥)</p>
<p>その他</p>	<p>人事委員会は、人事委員会の処分又は裁決に係る地方公共団体を被告とする抗告訴訟について、当該地方公共団体を代表する。(地公法第8条の2)</p>

## 各行政委員会の活動状況等

名 称	監査委員	委員	3名(外常勤1名) (地自法195②)	任期	4年(識見委員)(再任可) (地自法197)				
設置目的 (根拠条文)	監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる。(地自法199①②)								
職 責	<p>本県財政が非常に厳しい状況下にあつて、平成21年度に会計検査院の平成20年度決算検査報告において、国庫補助事業に係る事務費の不適正な経理処理等が指摘され、その後の県独自の調査でも同様の事例が判明したことにより、多額の国庫返納金が発生した。</p> <p>このようなことにより、公正な行財政運営に対する県民の関心は一段と高まってきており、これまで以上に監査の重要性が増しているため、監査の着眼点や手法について随時見直しを行いながら、効果的・効率的に監査を進めることとしている。また、各委員は自己研鑽に努め、監査内容の充実・監査体制の強化に努めている。</p>								
活動状況 (H21)	会 議 開 催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	年8回 平均 約1時間30分	事業概要聴取、委員監査、委員講評、出納検査等	出席なし (代表監査委員が対応するが、代理することもありうる)	全都道府県監査委員協議会連合会総会、中国五県監査委員協議会等					
	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 委員監査を出先機関で行う場合、移動時間も含めて、全日拘束される。          ・出先事務所の場合 1日2カ所、1カ所1時間30分～2時間程度          ・県民局の場合 各2日、1カ所8時間程度</p> <p>イ 平成21年度の本庁の定期監査は、延べ5日間、1日平均4時間30分要し、監査結果の講評も全委員が出席して行っている。</p> <p>ウ 定例の委員協議会については、原則として毎月議会の常任委員会開催日の午後1時に開催している(所要約1時間30分)。</p> <p>エ 年1回、定例会中の常任委員会開催日の午後1時に、委員が直接関係機関から説明を受けて例月出納検査を行っている。(所要1時間30分)</p> <p>オ 定期監査の期日前(5月下旬)に、本庁関係課から事業概要聴取を行っており、平成21年度は3日間で7時間を要している。</p> <p>カ このほか、各委員は東京都で開催される全監連総会(1日、平成21年度は代表監査委員のみ)、中国五県監査委員協議会(各県持ち回り・1日)等にも出席している。</p>								
委員毎の活動状況	委員毎の活動状況(平成21年度) [委員はH22.4.1現在]								
	区分	氏名	職業等	報酬月額 (カット後)	会議	行事等	回数 (計)	日数 (計)	備考
	委員	大森 礼子	弁護士	233,100	13	31	44	41	
	委員	鈴木 一茂	県議会議員	97,200	12	27	39	36	
	委員	小野 泰弘	県議会議員	97,200	11	23	34	32	

※会議には、決算特別委員会及び主要事業説明会を含む。

<p>主な行政権限 (根拠条文)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 財務事務に関する定期監査(毎会計年度少なくとも1回以上、期日を定めて実施)及び随時監査(必要があると認めるときはいつでも)の実施(地自法199④⑤)</li> <li>2 行政監査(必要があると認めるとき)の実施(地自法199②)</li> <li>3 財政的援助団体等の監査(必要があると認めるとき、又は長の要求があるとき)(地自法199⑦)</li> <li>4 住民の監査請求による監査(地自法242①)</li> <li>5 出納検査(毎月例日を定めて実施)(地自法235の2①、地公企令22の5)</li> <li>6 普通会計、公営企業会計及び基金の決算審査(地自法233②③④、241⑤⑥、地公企法30②)</li> <li>7 財政健全化審査(財政健全化法3①②、22①②③)</li> </ol>
	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 監査は、①事務局による事前調査、②事前調査結果の代表監査委員への報告、③監査委員への監査資料等の事前提出及び検討、④委員監査の実施及び講評、⑤監査結果の確定及び公表、⑥措置結果の公表、という流れで実施する。</p> <p>イ 行政監査については、毎年特定のテーマを定めて実施している。</p> <p>ウ 県が出資・出捐している団体、県費単独補助金を交付している団体、貸付金貸付団体及び公の施設の指定管理団体(財政的援助団体等)に対する監査は、監査委員協議会において、毎年実施計画を定めて計画的に実施している。</p> <p>エ 住民監査請求に対しては、請求のあった日から60日以内に監査及び勧告を行わなければならないこととなっているが、平成21年度は請求がなかった。(平成20年度は2件)</p> <p>オ 出納検査は、原則として毎月25日に出納局及び企業局を対象に行っている。</p> <p>カ 知事から審査に付された普通会計及び地方公営企業の決算並びに基金の運用状況について関係書類を審査し、審査意見書を作成して知事に提出している。</p> <p>キ 知事から審査に付された前年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、審査意見書を作成して知事に提出している。</p>

<p>委員選任要件 (根拠条文)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(識見委員)及び議員(議選委員)のうちから選任する。(地自法196①)</li> <li>2 識見委員のうち1人以上は、当該普通地方公共団体の常勤の職員(再任用短時間勤務職員を含む)でなかった者でなければならない。(地自法196②)</li> <li>3 識見委員のうち1人以上は、常勤としなければならない。(地自法196⑤)</li> <li>4 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員になることはできない。(地自法198の2)</li> <li>5 公職選挙法11①又は11の2に該当する者(成年被後見人／禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者／禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)/公職にある間に犯した刑法等の罪の執行を終わった日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者／選挙、投票及び国民審査に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者／公職にある間に犯した刑法等の罪の執行を終わった日から5年を経過した者で、当該5年を経過した日から5年間を経過していないもの)は、監査委員になることができない。(地自法201、164①)</li> </ol>
<p>委員選任方法 (根拠条文)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員は、議会の同意を得て知事が選任する。(地自法196①)</li> <li>2 監査委員は、識見を有する者のうち1人を代表監査委員としなければならない。(地自法199の3①)</li> <li>3 代表監査委員の職務代理者は、代表監査委員が指定する委員とする。(地自法199の3④)</li> </ol>
<p>委員に課される義務・制限 (根拠条文)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有権者の3分の1以上の連署で、知事に委員の解職請求が可能。議員の3分の2以上が出席した議会で、その4分の3以上の同意があれば委員は失職。(地自法86①、87①)</li> <li>2 委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、会計管理者になることはできない。(地自法169)</li> <li>3 委員は、県に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5⑥)</li> <li>4 委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。(地自法196③)</li> <li>5 罷免事由(心身故障又は非行があると認めるときは、知事が議会の同意を得て罷免)に該当する場合を除き、意に反して罷免されない。(地自法197の2)</li> <li>6 委員は、退職しようとするときは、知事の承認を得なければならない。(地自法198)</li> <li>7 委員は、職務を執行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。(地自法198の3①)</li> <li>8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。(地自法198の3②)</li> <li>9 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。(地自法199の2)</li> <li>10 委員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。(地自法201、141①)</li> <li>11 委員は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は公安委員会の委員と兼ねることができない。(地自法201、166①)</li> <li>12 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職と兼ねることができない。(地教法6)</li> </ol>
<p>その他</p>	<p>代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。(地自法199の3③)</p>

## 各行政委員会の活動状況等

名 称	公安委員会	委員数	5名 (警察法38②)	任 期	3年〔2回に限り再任可〕 (警察法40)				
設置目的 (根拠条文)	公安委員会は、都道府県警察を管理し、また、法令の規定に基づきその権限に属せられた事務をつかさどる。(地自法180の9①、警察法38③④)								
職 責	<p>公安委員会は、急速に複雑・多様化する治安事象に対し、時代の変化に応じて県民目線での意見・提言等を行うことが求められており、その職責はますます重要性を増している。</p> <p>また、警察法により、厳格に信用失墜行為の禁止や守秘義務が課せられ、私生活においても常に身を律すべき環境に置かれており、緊急事態発生時には昼夜を問わず報告を受けることとなり、委員在任中は四六時中、緊張感を維持することが求められている。</p> <p>更に、公安委員会の行う行政措置や苦情処理、各種規制に不満を抱く者からの嫌がらせ等攻撃対象となる可能性も高く、身の危険を伴うおそれもある。</p>								
活動状況 (H21)	会議開催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	定例会 毎週木曜 (36回開催)  平均2時間56分	署長会議、各種競技大会、初任科入校式(卒業式)、施設等視察、特地視察、慰霊祭、叙勲伝達式等	県議会 34回 常任委員会 27回 (答弁1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察専用の電話、ファクシミリ備え付けによる連絡体制を整備</li> <li>・緊急時の報告受理</li> </ul>					
	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 定例会では、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の支給裁定、古物営業等の監督等、県民生活に関わりある数多くの行政事務を処理するとともに、県内における事件、事故及び災害発生の状況、治安情勢、警察が行う各種の施策、組織や人事管理の状況等について報告を受け、公安委員会としての意思を決定し、警察の業務運営に反映させている。なお、定例会は交通行政処分の意見の聴取等も踏まえ、原則、毎週木曜日に開催している。</p> <p>イ 定例会以外では、県警察の様々な活動を視察し実情を把握することで、警察を適正に管理するための活動を行っている。一例として、県下警察署署長会議(年3回)への参加、現場警察官との意見交換をはじめ、警察学校での講演活動、各種競技会への出席、士気高揚対策として機動隊督励等を行っている。</p> <p>ウ 定期的に開催される中国管区内公安委員会連絡会議(年2回)、全国公安委員会連絡会議(年2回)に参加し、警察の管理方法等について、他県の公安委員会委員との意見交換を行っている。</p> <p>エ 特に、県議会対応は、全国平均22.1回の2倍以上の出席回数(全国最多)であり、その負担は非常に大きい。</p> <p>オ 県民の意見を県警察の運営に広く反映するために地域性も考慮され、公安委員5人のうち3人は備前、備中、美作のブロックから選定されている(2人は政令市推薦)。また、定例会以外の行事については、効率的に公安委員会委員が参加できるよう、可能な限り定例会開催日と同一日に各種の行事を設定している。</p>								
委員毎の活動状況	委員毎の活動状況(平成21年) [委員はH22.6.1現在]								
	区分	氏名	職業等	報酬月額 (カット後)	会議	行事等	回数 (計)	日数 (計)	備 考
	委員長	多胡 幸郎	合資倉社多胡本家 酒造場代表社員	223,000	36	39	75	66	H21.10.11 から委員長
	委員	難波 正義	㈱アステア代表取 締役会長	180,900	36	64	100	79	H21.10.10 まで委員長
	委員	佐藤 芳子	岡山県金融広報委 員会バイザー	180,900	35	55	90	70	
	委員	正野 隆士	ミサワホーム中国 ㈱特別顧問	180,900	20	20	40	29	H21.6.4 就任
	委員	野崎 泰彦	ナイカイ塩業㈱代 表取締役社長	180,900	21	25	46	35	同 上

主な行政  
権 限  
(根拠条文)

- 1 公安委員会は、岡山県警察の事務について、その運営の大綱方針を定める。(岡山県公安委運営規則 2①)
- 2 法令又は条例の特別の委任に基づく公安委員会規則の制定(警察法38⑤)
- 3 都道府県警察の事務又は職員の非違に関する監察の指示(警察法43の2①)
- 4 公安委員会の運営に関する事項の決定(警察法45)
- 5 警察本部長の任免に関する同意(警察法50①)
- 6 警察本部長の懲戒及び罷免の国家公安委員会に対する勧告(警察法50②)
- 7 警察署協議会の委員の委嘱(警察法53の2③)
- 8 警察本部長以外の警視正以上の階級にある警察官の任免についての同意、その他職員の任免についての意見(警察法55③)
- 9 警察本部長以外の警視正以上の階級にある警察官及びその他職員に対する懲戒又は罷免についての勧告(警察法55④)
- 10 都道府県警察の組織の細部に関する公安委員会規則の制定(警察法58)
- 11 警察庁又はその他の都道府県警察に対する援助の要求(警察法60①)
- 12 管轄区域の境界周辺における事案の処理に関し関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼす場合において、当該関係都道府県警察と協議すること(警察法60の2)
- 13 移動警察等に関し、警察官が関係都道府県警察の管轄区域内において職務を行う場合において、当該関係都道府県警察と協議すること(警察法66)
- 14 都道府県警察の職員の職務執行に係る文書による苦情申出の受理(警察法79②)
- 15 上記のほか、個別の法律の規定に基づき、公安委員の権限とされた事項の主なものは、次のとおり。
  - ① 道路交通法に基づくもの(道路における交通規制、運転者の遵守事項・道路における禁止行為の設定、運転免許等)
  - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づくもの(風俗営業の許可、性風俗特殊営業等の届出の受理、営業停止等の監督措置等)
  - ③ 質屋営業法及び古物営業法に基づくもの(質屋・古物商・市場主の許可)
  - ④ 警備業法に基づくもの(警備業の認定、機械警備業務の届出の受理)
  - ⑤ 銃砲刀剣類所持等取締法に基づくもの(銃砲刀剣類の所持許可、銃砲等の仮領置、指定射撃場の指定)
  - ⑥ 火薬類取締法に基づくもの(火薬類の運搬の届出の受理・指示、猟銃用火薬類の譲渡等の許可)
  - ⑦ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づくもの(犯罪被害者等給付金支給の裁定、仮給付金支給の決定)
  - ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づくもの(指定暴力団の指定、暴力的要求行為等に対する措置命令、対立抗争時の事務所の使用制限命令、加入の強要等に対する措置命令、事務所等における禁止行為に関する措置命令)
  - ⑨ ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくもの(禁止命令、仮の命令に伴う意見の聴取)

(上記の説明)

- ア 公安委員会は警察の政治的中立性と民主的管理を目的として、県民の良識を代表する者により構成される合議制の機関である。
- イ 公安委員会は、県警察の事務の処理が大綱方針に適合していないと認めるときは、岡山県警察本部長に対し、大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をすることができる。
- ウ 職務上、常時連絡体制・公務優先制に加え、セキュリティへの配慮が必要となるなど重責である。
- エ いわゆる警察職員の不祥事案については、事実関係や処理方針等を警察から報告を受け、必要に応じて個別・具体的な改善の勧告や監察の指示を行うこととされており、再発防止対策の推進状況を検証するなど、適切な管理を行っている。
- オ 災害等発生時には、警察庁や他の都道府県警察への援助要求の手続きを進める必要があることから、こうした緊急事案に備えて連絡体制を確立しておく必要がある。

<p>委員選任要件 (根拠条文)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者の中から選任する。(警察法39①)</li> <li>2 任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者の中から選任する。(警察法39①)</li> <li>3 副知事、副市町村長は、公安委員会の委員を兼ねることはできない。(地自法166①)</li> <li>4 委員の任命については、2人以上が同一の政党に所属することとなってはならない。(警察法39③)</li> </ol>
<p>委員選任方法 (根拠条文)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員は、豊富な経験と高い見識を持つものから選任し、知事が県議会の同意を得て任命するが、指定県では5人の委員のうち2人を、当該指定都市の市長が市議会の同意を得て推薦した者を知事が任命する。(警察法39①、38②)</li> <li>2 委員長は、委員が互選する。(警察法43①)</li> <li>3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。(県公安委運営規則8)</li> </ol>
<p>委員に課される義務・制限 (根拠条文)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられた者は委員となることはできない。(警察法39②)</li> <li>2 委員は、失職事由(破産者で復権を得ない者/禁錮以上の刑に処せられた者/都道府県の議会の議員の被選挙権を有しない者)に該当する至った場合は、その職を失う。(警察法41①)</li> <li>3 罷免事由(心身故障又は非行があった場合若しくは2人以上が同一政党所属者となった場合、知事が議会の同意を得て罷免)に該当する場合を除き、意に反して罷免されない。(警察法41②③⑤⑥)</li> <li>4 委員には、地方公務員法上の服務関係規定の一部が準用される。 [服務の根本基準(地公法30)、服務の宣誓(地公法31)、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法32)、信用失墜行為の禁止(地公法33)、秘密を守る義務(地公法34)、営利企業等の従事制限(地公法38①)(警察法42①)]</li> <li>5 委員は、県・市町村議会の議員、常勤の職員及び短時間勤務職員の職を兼ねることができない。(警察法42②)</li> <li>6 委員は、政党、政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。(警察法42③)</li> <li>7 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5⑥)</li> <li>8 委員は、監査委員と兼ねることができない。(地自法201、166①)</li> <li>9 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6)</li> <li>10 委員は、在職中、海区漁業調整委員会の公選委員の候補者となることができない。(漁業法87④)</li> </ol>
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公安委員会は、その処分又裁決に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(警察法80)</li> <li>2 岡山保護司選考会委員に委員長が委嘱されている(保護司の選考に関する規則3)</li> </ol>

各行政委員会の活動状況等

名 称	労働委員会	委員 数	15名 (労組法19の12)	任 期	2年 (労組法19の12)
設置目的 (根拠条文)	<p>労働委員会は、労働組合法によって設けられた労使紛争を解決するための専門的な行政機関であり（労組法19①②、19の12、地方自治法202の2③）、大別して①不当労働行為の審査、判定を中心とする機能と、②労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能の二つの機能をもった行政機関である。</p> <p>（労働委員会において、不当労働行為に対する救済を図ることとしたのは、裁判所における訴訟手続を通じては困難である迅速かつ簡易な手続により、団結権の侵害に対する回復を図ろうとしたからである。本来、労働争議・労使紛争は当事者により解決すべきものであるが、自主的な解決が困難な場合にあっては、労働委員会における調整を通じて紛争を円満に解決し、労使関係の安定を図る）</p>				
職 責	<p>労働委員会は、不当労働行為の審査等を中心とする準司法的機能と、労働争議のあっせん等を行う調整機能を有する独立した行政委員会である。</p> <p>公益、労働者及び使用者の代表の各5名の計15名で構成されている。</p> <p>労働委員会は、社会的法治国家を支える準司法的機関として、不当労働行為事件をはじめ、広く労使関係事件の解決を担当し、また、労働争議の調整を行う法律上認められた唯一の公的機関である。</p>				
活動状況 (H21)	会 議 開 催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動	
	<p>定例総会 月1回(12回)</p> <p>公益委員会議 月1回(12回)</p>	<p>労働争議の調整事件 (12回)</p> <p>個別的労使紛争処理 (10回)</p> <p>審査事件 (4回)</p> <p>全国、ブロック会議 会長 (5回)</p> <p>委員(平均1回)</p>	出席なし	<p>あっせん事件・審査事件に係る検討・打合せや、事務局職員からの相談等を随時受けている。</p>	
<p>(上記の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定例総会は毎月第2又は第4木曜日の15時30分から開催し、総会終了後に公益委員会議を開催している。</li> <li>総会は、委員の全員で行われる会議である。労働委員会の運営は、総会を中心として行われる。総会においては、労働委員会規則第5条第1項各号に掲げる諸事項を審議決定するほか、公益委員会議の状況や、あっせん員、審査委員等から事件処理状況等について報告を受ける。</li> <li>公益委員会議は、公益委員のみで行う会議で、労働委員会規則第9条第1項各号に掲げる事項（労働組合の資格審査、不当労働行為事件の審査及び地方公営企業等の職員に係る管理者等の範囲の認定告示等）を審議する。</li> <li>労働争議の調整は、集団的労使紛争の解決のために行うもので、あっせんが主であり、会長があっせん員計3名（公労使各1名）を指名し、数回のあっせんを実施し、最近では平均して2か月以内に事件を終結させている。あっせんは、1回あたり約2時間30分から4時間である。</li> <li>個別的労使紛争処理は、会長が相談・あっせん員計3名（公労使各1名）を指名し、相談やあっせんを行っている。1回あたり約2時間から5時間であり、通常1事案に対して1回の実施で約1か月以内に終結させている。</li> <li>上記のあっせんには、各委員は事前に資料を精読し、争点を把握し、適宜打合せを行ったうえであっせんに臨む。</li> <li>審査事件は、公益委員2名が審査委員、労使各1名の委員が参与委員となり、事件の処理に当たっている。</li> </ul> <p>不当労働行為救済申立てを受けた場合、遅滞なく期日を設けて1～4回の調査を行い、証人尋問等を行う審問を月1回程度のペースで開催している。1回の審問時間は2～3時間であり、また、適宜打合せのための会合をもっている。審査期間は目標を1年としているが、事件の内容により異なる。結審後命令書作成には数か月の検討期間を要する。</p>					



委員毎の活動状況	委員毎の活動状況（平成21年度）								[委員はH22. 6. 1現在]
	区分	氏名	職業等	報酬月額 (カット後)	会議	行事等	回数 (計)	日数 (計)	備考
公益委員	(会長) 上村明廣	岡山大学名誉教授	204,000	12	15	27	31		
	(会長代理) 香山忠志	岡山商科大学法学部教授(弁護士)	165,600	11	6	17	17		
	佐藤由美子	弁護士	165,600	11	4	15	15		
	竹内真理	岡山大学法学部准教授	165,600	7	4	11	13		
	山田加寿子	社会保険労務士	165,600	12	4	16	16		
労働委員	向 征人	岡山県平和・人権・環境労組会議事務局長	151,200	11	4	15	15		
	本干尾哲	日本労働組合総連合会岡山県連合会事務局長	151,200	11	9	20	20		
	柴原輝夫	JAM山陽・NTN労働組合岡山支部特別執行委員	151,200	12	8	20	21		
	関之尾政義	UIゼンセン同盟岡山県支部長	151,200	9	6	15	18		
	新谷博美	全天満屋労働組合中央書記次長	151,200	11	6	17	20		
使用者委員	上田茂	水島ゼネラルサービス(株)囑託	151,200	11	3	14	14		
	片山浩子	中国精油(株)常務取締役	151,200	11	6	17	17		
	小野敏行	岡山県経営者協会専務理事	151,200	12	5	17	19		
	大久保憲作	倉敷木材(株)代表取締役社長	151,200	11	4	15	15		
	宮原一也	(株)宮原製作所代表取締役社長	151,200	11	9	20	23		

<p>主な行政 権 限 (根拠条文)</p>	<p><b>【調整関係】</b></p> <p>① 労働争議の調整（労働関係調整法12、18、30、地方公営企業等の労働関係に関する法律14、15）</p> <p>② 争議行為予告通知の処理・実情調査（労調法37、労働委員会規則62の2）</p> <p>③ 個別的労使紛争に係る相談及びあっせんに関する事務（知事の権限に属する事務の一部を労働委員会に委任する規則）</p> <p><b>【審査関係】</b></p> <p>① 不当労働行為の審査等（労組法7、27）</p> <p>② 労働組合の資格審査（労組法5、11）</p> <p>③ 地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示（地公労法5）</p> <hr/> <p>(上記の説明)</p> <p><b>【調整関係】</b></p> <p>① 労働争議（集团的労使紛争）の調整とは、労働争議が発生し、紛争が深刻化して自主解決が困難なときに、当事者からの申請に基づき、紛争解決のために適切な助力をして、争議を平和的に解決するものである。調整には、あっせん・調停・仲裁がある。あっせんはあっせん員が労使双方の間にたって、争点を明らかにし、紛争の妥結・調整に努力し、当事者の歩み寄りを図ることにより解決に努める。</p> <p>② 公益事業に係る関係当事者が争議行為を行おうとするときには、少なくとも10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事に対して争議行為を予告通知する義務が課せられており、労働委員会は、当該予告通知を受理する。</p> <p>③ 個別的労使紛争制度は、個々の労働者と使用者との間の労働関係に関する紛争について紛争当事者からの申請に基づいて相談・あっせんを行うことにより、労使関係の速やかな安定に寄与することを目的としている。あっせんは、公労使の3名のあっせん員が、労使双方の間にたって、問題点の整理、意見の調整、助言などを行いながら、話し合いによる円満な解決に努める方法である。</p> <p><b>【審査関係】</b></p> <p>① 不当労働行為の審査は、使用者が労働者に対して労働基本権又はその行使について侵害を加えたときに、労働委員会が使用者に対して行政処分を通じ、その侵害の排除又は原状回復を命じる手続である。</p> <p>労働委員会は、労働組合又は労働者から、使用者が労働組合法第7条各号に掲げる不当労働行為（労働者の解雇等の不利益取扱い、正当な理由のない団体交渉の拒否、労働組合運営への支配介入等）を行ったとして救済の申立てがなされたとき、その事実の有無を審査し、不当労働行為が認められる場合には救済命令を、認められない場合には棄却命令又は却下決定を発する。</p> <p>なお、不当労働行為の審査は公益委員のみの権限であるが、労使の各委員は、調査、審問や和解の手続等に参与することができる。</p> <p>② 労働組合は、労働組合法に規定する手続に参加し不当労働行為の救済を求める場合や、法人登記のための資格証明書の交付を求めようとする場合等に、労働委員会に証拠を提出して労働組合法の規定に適合することを立証する必要がある。この手続を労働組合の資格審査といい、公益委員のみの権限である。</p> <p>③ 労働委員会は、地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の範囲を認定し告示する。この手続は、公益委員のみの権限である。</p>
--------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>委員選任要件 (根拠条文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の任命に当たり、使用者委員は使用者団体の推薦が、労働者委員は労働組合の推薦が、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意が必要。(労組法19の12③)</li> <li>・公益委員の任命については、2人以上の公益委員が同一の政党に属することとなつてはならない。(労組法19の12④)</li> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。(労組法19の12⑥、19の4①)</li> <li>・国会又は地方公共団体の議会の議員は、公益委員となることができない。(労組法19の4②)</li> </ul>
<p>委員選任方法 (根拠条文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は、都道府県知事が任命する。(労組法19の12③)</li> <li>・知事は、使用者委員又は労働者委員を任命しようとするときは、当該都道府県の区域内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから任命する。(労組令21①)</li> <li>・会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。(労組法19の12⑥、19の9②)</li> <li>・会長の職務代理者は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により定めておかなければならない。(労組法19の12⑥、19の9④)</li> </ul>
<p>委員に課される義務・制限 (根拠条文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益委員は、自己の行為によって2人以上の公益委員が同一の政党に属することとなつたときは、当然退職する。(労組法19の12⑤)</li> <li>・委員は、失職事由(禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者)に該当するに至つた場合には、その職を失う。(労組法19の12⑥、19の7①前段)</li> <li>・都道府県知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、都道府県労働委員会の同意を得て、その委員を罷免することが出来る。(労組法19の12⑥、19の7②)</li> <li>・委員若しくは委員であつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。(労組法23)</li> <li>・公益委員は、正当に加入・脱退・除名又は所属政党が変わつたときは、直ちに知事に通知しなければならない。(労組令22)</li> <li>・委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない(地自法180の5⑥)</li> <li>・教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6)</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県労働委員会は、その処分に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(労組法27の23①)</li> <li>・「国土交通省設置法等の一部を改正する法律」により、船員地方労働委員会が廃止され、その事務のうち、船員の集団的労使紛争の解決などの事務は、平成20年10月1日から中央労働委員会及び各都道府県労働委員会に移管された。</li> </ul>

### 各行政委員会の活動状況等

名 称	収用委員会	委員 数	7名(+予備委員2名) (土収法52①②)	任 期	3年(再任可) (土収法53①③)				
設置目的 (根拠条文)	<p>1 収用委員会は、別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行う。(地自法202の2⑤)</p> <p>2 具体的には、公共事業に必要な土地等の取得に関し、「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」ことを基本とし、起業者からの収用(明渡)裁決申請を受け、公正中立な立場でそれぞれの主張を聞き、土地の区域や権利取得(明渡)時期、補償額などを判断(裁決)する。(土収法1)</p>								
職 責	<p>1 公共工事を迅速に進めるためには、円滑な土地収用は欠かせないものとなっている。円滑な土地収用により短期間で施工することができれば、トータルコストがより安価となる。</p> <p>2 公平中立な第三者機関としてその利害を調整するもので準司法的な性質を有している。</p>								
活動状況 (H21)	会 議 開 催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	年10回 (必要に応じて開催)	全国会議 ブロック会議	出席なし	自宅等における審理事案内容の検討や、事務局職員からの随時の相談を受ける					
	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 22年度は、裁決案件が増加したため、月に1回は開催しなければ追いつかない状況となっている。</p> <p>イ 現在、同時期に3件の裁決申請があるため、審理、調査については指名委員制度を採っている。裁決は7名全員で行う予定である。</p> <p>エ 委員会開催前に事務局が資料を整え、会長や指名委員との事前打ち合わせを行っている。</p> <p>ウ 各委員はそれぞれの専門分野の観点から、裁決申請の内容を確認し、会議に臨んでいる。</p>								
委員毎の活動状況	委員毎の活動状況(平成21年度) [委員はH22.6.1現在]								
	区分	氏名	職業等	報酬月額 (カット後)	会議	行事等	回数 (計)	日数 (計)	備考
	会長	平松 敏男	弁護士	97,200	10	2	12	10	
	会長代理	藤岡 温	弁護士	79,200	10	1	11	9	
	委員	鎌田 宣郎	不動産鑑定士	79,200	10	1	11	9	
	委員	小川 節子	調停委員	79,200	10	1	11	9	
	委員	山本 幸子	一級建築士	79,200	10	1	11	9	
	委員	剣持 一	銀行専務取締役	79,200	7	1	8	7	
	委員	小野 絵美	弁護士	79,200	10	1	11	9	
	予備委員	岩瀬 悦子	元県職員						
	予備委員	人見 一	司法書士						

<p>主な行政 権 限 (根拠条文)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1  裁決申請書の欠陥の補正命令と却下（土収法41）、受理（土収法42①）、明渡裁決申立関係書類の欠陥補正命令（土収法47の3⑤）、明渡裁決申立ての受理（土収法47の4①）</li> <li>2  裁決申請書の送付及び土地所有者等への裁決申請の通知（土収法42①、45①）、明渡裁決申立関係書類の送付及び土地所有者等への裁決申請の通知（土収法47の4①）</li> <li>3  裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記の囑託（土収法45の2）</li> <li>4  審理（土収法46②ほか）</li> <li>5  却下の裁決（土収法47）</li> <li>6  収用又は使用の裁決（土収法47の2）、権利取得裁決（土収法48）、明渡裁決（土収法49）</li> </ol> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>（上記の説明）</p> <p>ア 上記のほか、道路法、河川法、都市計画法など土地収用法を準用している法律もいくつかあり、これらの法律に基づく事務も収用委員会が所管している。</p> <p>イ 裁決申請があった場合、①裁決手続開始決定（受理）、②審理及び現地調査、③裁決書案検討、④裁決というステップで進める。申請から裁決まで少なくとも6ヶ月～10ヶ月はかかる。</p> <p>ウ 収用対象関係者から暴力や嫌がらせ、事業への反対行動など、直接委員に危害が及ぶ事も想定される（他県では実際に起こっている）。また、裁決を不服とした訴訟に委員として対応する必要がある。これらの責務を背負っての裁決を行っている以上、会議だけではなく日常的にその職責にあるといえる。</p>
--------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>委員選任要件 (根拠条文)</p>	<p>1 法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者であること。(土収法52③)</p> <p>2 欠格要件(破産者で復権を得ない者/禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者)に該当する者は、委員となることができない。(土収法54)</p>
<p>委員選任方法 (根拠条文)</p>	<p>1 委員は、県議会の同意を得て知事が任命する。(土収法52③)</p> <p>2 会長は、委員のうちから委員が互選する。(土収法56②)</p> <p>3 会長の職務代理者は、委員のうちあらかじめ互選されたものとする。(土収法56④)</p>
<p>委員に課される義務・制限 (根拠条文)</p>	<p>1 委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員若しくは短時間勤務の職員と兼ねることができない。(土収法52④)</p> <p>2 罷免事由(委員会の議決により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき/職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。)に該当する場合を除き、委員は意に反して罷免されない。(土収法55①)</p> <p>3 委員が欠格要件(破産者で復権を得ない者/禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者)に該当するに至ったときは、当然失職する。(土収法55③)</p> <p>4 排斥事由(起業者、土地所有者及び関係人/起業者、土地所有者及び関係人の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人、補佐人及び補助人/法人が起業者、土地所有者及び関係人である場合、当該法人の取締役等職務権限を有する者)に該当する委員は、委員として収用委員会の会議に加わり、又は議決することができない。(土収法61①)</p> <p>5 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5⑥)</p> <p>6 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6)</p>
<p>その他</p>	<p>収用委員会は、収用委員会の処分に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(土収法58の2)</p>

各行政委員会の活動状況等

名 称	海区漁業調整委員会	委員 数	15名 (漁業法85③)	任 期	4年 (漁業法98①)					
所掌事項 (根拠条文)	海区漁業調整委員会は、漁業法に定めるところにより、設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。(地自法202の2⑤、漁業法83)									
職 責	<p>本県海面漁業を取り巻く環境は、非常に狭隘な海域において限られた漁場を集約的に利用し、隣接県とも相互に入り会いながら各種漁業を行っているが、水産資源の減少や魚価の低迷など大変厳しい状況が続き、漁業種類間の競争や入会操業を巡る漁場紛争などの問題が起こっている。これら様々な問題を解決するため、海区漁業調整委員会を運用して円滑に漁業調整を図り、隣接海区との入漁協定の締結や漁場の使用制限等の委員会指示発動などにより、水面の総合的利用と水産資源の適切な管理とを調和させ、持続的な漁業生産力の発展に努めており、その役割と使命はますます重要となっている。</p>									
活動状況 (H21)	会 議 開 催	会 議 以 外 の 行 事 等	県 議 会 対 応	そ の 他 の 活 動						
	委員会 年4回※ (平均46分)	連合海区委員会 3回 全国会議・ブロック会議 1回	出席なし	※県からの諮問及び依頼等を受けて随時開催						
<p>(上記の説明)</p> <p>ア. 委員は、各地域において漁業者の要望を聞いたり相談を受けるなど、委員会への出席以外にも現地で日常的に活動している。</p> <p>イ. 隣接海区（兵庫県瀬戸内海海区、香川海区、広島海区）との連合海区委員会は、各年1回（計3回）開催している。</p>										
委員毎の 活動状況	委員毎の活動状況（平成21年度）								〔委員はH22.6.1現在〕	
	区分	氏名	職業等	報酬月額 (カット後)	会議	行事 等	回数 (計)	日数 (計)	備考	
	会 長	奥野雄二	岡山県漁連会長	58,500	4	4	8	8		
	副会長	本田和士	日生町漁協組合長	50,400	4	3	7	7		
		横山満朋	邑久町漁協組合長	50,400	4	2	6	6		
		國屋良雄	胸上漁協組合長	50,400	4	2	6	6		
		広田 均	牛窓町漁協組合長	50,400	4	3	7	7	公選	
		豊田安彦	朝日漁協組合長	50,400	4	3	7	7	公選	
		佐上 昇	児島漁協理事	50,400	4	2	6	6	公選	
		荻野勘十	本田之浦吹上漁協組合長	50,400	4	2	6	6	公選	
		白神信介	第一下津井漁協組合長	50,400	4	2	6	6	公選	
		大崎満雄	下津井漁協理事	50,400	4	2	6	6	公選	
		平田晋也	黒崎漁協組合長	50,400	4	2	6	6	公選	
		大本十九	大島美の浜漁協理事	50,400	4	2	6	6	公選	
		藤井重光	笠岡市漁協組合長	50,400	4	3	7	7	公選	
		大森礼子	弁護士	50,400	4	2	6	6		
	奥野ミエ	岡山県漁協女性連会長	50,400	4	2	6	6			

<p>主な行政 権 限  (根拠条文)</p>	<p>1 知事からの諮問に対する答申</p> <p>(1) 免許内容の事前決定、漁場計画決定(漁業法11①)、漁場計画の変更(同11②)</p> <p>(2) 漁業権免許申請の審査、適格性優先順位の審査、漁業権を免許すべきでない旨の答申(漁業法12・13⑤)</p> <p>(3) 地元地区又は関係地区内の漁協が漁業権の共有を請求したときの認可についての答申(漁業法14⑤)</p> <p>(4) 漁業権の分割又は変更の免許についての答申(漁業法22③)</p> <p>(5) 定置漁業権又は区画漁業権の抵当権設定についての答申(漁業法24④)</p> <p>(6) 定置漁業権又は区画漁業権の移転認可についての答申(漁業法24④)</p> <p>(7) 漁業権免許の際の制限又は条件を付与するときの答申(漁業法34②)</p> <p>(8) 休業による漁業権の取消についての答申(漁業法37③)</p> <p>(9) 都道府県漁業調整規則の制定、改廃についての答申(漁業法65⑦)</p> <p>2 知事に対する意見具申等</p> <p>(1) 漁場計画を策定すべき旨の意見具申(漁業法11③)</p> <p>(2) 漁業権を免許すべきでない旨の意見具申(漁業法13⑤)</p> <p>(3) 免許後の漁業権に制限又は条件をつける必要があるときの申請(漁業法34③)</p> <p>(4) 委員会の指示に従わない者に対する知事命令の申請(漁業法67④)</p> <p>3 決定(裁定・指示・認定)</p> <p>(1) 入漁権の設定等について当事者間の話し合いがうまくいかず、委員会に申請があったとき裁定を行う(漁業法45⑦)</p> <p>(2) 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数の制限、漁場の使用制限その他必要な指示をすることができる(漁業法67①)</p> <p>(3) 公選委員が被選挙権を有しない場合はその職を失うが、被選挙権の有無については出席委員の3分の2以上の多数により決定する(漁業法97①)</p> <p>4 所掌事項を処理するための報告徴収、調査・検査の実施等(漁業法116①②)</p> <hr/> <p>(上記の説明)</p> <p>ア 委員会の主な業務は、知事からの諮問に対する答申や委員会指示の発動などがある。</p> <p>イ 委員会指示とは、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるとき、随時・局所的に、関係者に対して措置するものである。(漁業法67)</p>
-------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>委員選任要件 (根拠条文)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公選委員の選挙権及び被選挙権は、海区に沿う市町村に住所又は事業場を有する者であつて、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するものが有する。(漁業法86①)</li> <li>2 知事選任委員は、学識経験者及び海区内の公益代表者から選任する。(漁業法85③二)</li> <li>3 欠格事由に該当する者(20歳未満の者／成年被後見人／禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者／禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者／公職にある間に犯した刑法等の罪の執行を終わり若しくはその執行を免除された日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者／公職選挙法違反で禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者)は、公選委員の選挙権及び被選挙権を有しない。(漁業法87①)</li> <li>4 公職にある間に犯した刑法等の罪の執行を終わり又はその執行を免除された日から5年を経過した者は、当該5年を経過した日から5年間、公選委員の被選挙権を有しない。(漁業法87②)</li> <li>5 選挙管理委員会の委員及び職員、投票管理者、開票管理者、選挙長並びに選挙事務に係るのある地方公共団体の職員は、在職中、その関係区域内において、公選委員の候補者となることができない。(漁業法87③)</li> <li>6 裁判官、検察官、会計検査官、収税官吏、警察官及び公安委員会の委員は、在職中、公選委員の候補者となることができない。(漁業法87④)</li> </ol>
<p>委員選任方法 (根拠条文)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公選委員(9名)は、公職選挙法に基づく選挙による。(漁業法85③一、86①)</li> <li>2 公選委員の選挙に関する事務は、都道府県の選挙管理委員会が管理する。(漁業法88)</li> <li>3 知事選任委員(6名:学識経験者4、公益代表者2)は、知事が選任する。(漁業法85③二)</li> <li>4 会長は、委員が互選する。互選することができないときは、知事が知事選任委員の中からこれを選任する。(漁業法85②)</li> <li>5 会長の職務代理者は、あらかじめ委員が互選した者とする。(漁業法施行令3②)</li> </ol>
<p>委員に課される義務・制限 (根拠条文)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員は、都道府県議会議員と兼ねることができない。(漁業法95)</li> <li>2 委員は、正当な事由がなければ委員を辞職することができない。(漁業法96)</li> <li>3 委員が被選挙権を有しない者であるとき(公職選挙法の規定に該当する場合を除くほか、被選挙権の有無は出席委員の3分の2以上の多数により委員会が決定する)は、その職を失う。(漁業法97①)</li> <li>4 委員が、県に対しその職務に関する請負をする者又はその支配人若しくは同一の行為をする法人の取締役等に該当するとき(該当するかどうかは、公選委員にあつては出席員の3分の2の多数により委員会が決定し、知事選任委員にあつては知事が決定する。)は、その職を失う。(漁業法97の2①、地自法180の5⑥)</li> <li>5 選挙権を有する者は、その総数の3分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、都道府県の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。委員は解職の投票で過半数の同意があつたときは、その職を失う。(漁業法99①④)</li> <li>6 知事は、特別の事由があるときは、知事選任委員を解任することができる。(漁業法100)</li> <li>7 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。(漁業法102)</li> </ol>
<p>その他</p>	<p>漁業調整委員会は、その処分又は裁決に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(漁業法135の3)</p>

各行政委員会の活動状況等

名 称	内水面漁場管理委員会	委員数	10名 (漁業法131③)	任期	4年 (漁業法132、98①)				
設置目的 (根拠条文)	<p>内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。(地自法202の2⑤、漁業法130③)</p> <p>この法律の規定する海区漁業委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。(漁業法130④)</p>								
職 責	<p>本県内水面漁業を取り巻く環境は、ブラックバスなどの外来魚やカワウ等による食害をはじめ、コイヘルペスウイルス病やアユ冷水病などの魚病、河川環境の悪化、さらには漁業者と遊漁者の漁場利用を巡るトラブルなど様々な課題を抱えている。これら様々な課題の解決に向けて、内水面漁場管理委員会を運用し、公益的な見地から協議・検討を行うとともに、遊漁規則の制定等への関与や内水面の増殖に係る委員会指示発動等により、持続的な内水面漁業の発展に努めており、その役割と使命はますます重要となっている。</p>								
活動状況 (H21)	会 議 開 催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	委員会 年2回※ (平均88分)	全国会議・ブロック会議等1回 県内関連行事等 1回	出席なし	※県からの諮問及び依頼等を受けて随時開催					
(上記の説明) 委員会出席のほか、全国会議等や県内の関係式典への出席等の公務がある。									
委員毎の 活動状況	委員毎の活動状況 (平成21年度)				〔委員はH22.6.1現在〕				
	区分	氏名	職業等	報酬月額 (カット後)	会議	行事 等	回数 (計)	日数 (計)	備考
	会 長	戸田 博	新見市報道委員会委員長	37,800	2	2	4	4	
	副会長	和田弘敏	湯原漁協組合長	33,300	2	2	4	4	
		松浦 泉	児島湾淡水漁協組合長	33,300	1	2	3	3	
		米本英男	吉井川漁協組合長	33,300	1	2	3	3	
		中田公人	高梁川漁協組合長	33,300	1	2	3	3	
		尾田 正	元岡山県水産試験場長	33,300	2	1	3	3	
		藤井和佐	岡山大学大学院准教授	33,300	2	0	2	2	
		真鍋恵美	就実短期大学教授	33,300	2	0	2	2	
		岩本三枝子	がまかつファンクラブ 所属	33,300	2	1	3	3	
		富松勇喬	岡山友水会所属	33,300	2	1	3	3	

<p>主な行政 権 限 (根拠条文)</p>	<p>1 知事からの諮問に対する答申</p> <p>(1) 免許内容の事前決定、漁場計画決定(漁業法11①)、漁場計画の変更(同11②)</p> <p>(2) 漁業権免許申請の審査、適格性優先順位の審査、漁業権を免許すべきでない旨の答申(漁業法12・13⑤)</p> <p>(3) 地元地区又は関係地区内の漁協が漁業権の共有を請求したときの認可についての答申(漁業法14⑤)</p> <p>(4) 漁業権の分割又は変更の免許についての答申(漁業法22③)</p> <p>(5) 定置漁業権又は区画漁業権の抵当権設定についての答申(漁業法24④)</p> <p>(6) 定置漁業権又は区画漁業権の移転認可についての答申(漁業法24④)</p> <p>(7) 漁業権免許の際の制限又は条件を付与するときの答申(漁業法34②)</p> <p>(8) 休業による漁業権の取消についての答申(漁業法37③)</p> <p>(9) 都道府県漁業調整規則の制定、改廃についての答申(漁業法65⑦)</p> <p>(10) 第5種共同漁業権者に対する増殖命令(漁業法128①)</p> <p>(11) 遊漁規則の制定又は変更認可(漁業法129①③)</p> <p>2 知事に対する意見具申等</p> <p>(1) 漁場計画を策定すべき旨の意見具申(漁業法11③)</p> <p>(2) 漁業権を免許すべきでない旨の意見具申(漁業法13⑤)</p> <p>(3) 免許後の漁業権に制限又は条件をつける必要があるときの申請(漁業法34③)</p> <p>(4) 委員会の指示に従わない者に対する知事命令の申請(漁業法67④)</p> <p>3 決定(裁定・指示・認定)</p> <p>(1) 入漁権の設定等について当事者間の話し合いがうまくいかず、委員会に申請が出されたとき(漁業法45⑦)</p> <p>(2) 水産動植物の採捕に関する制限、漁業者の数の制限、漁場の使用制限その他必要な指示(漁業法67①)</p> <p>(3) 公選委員が被選挙権を有しない場合はその職を失うが、被選挙権の有無については出席委員の3分の2以上によって決定する(漁業法97①)</p> <p>4 所掌事項を処理するための報告徴収、調査・検査の実施等(漁業法116①②)</p> <hr/> <p>(上記の説明)</p> <p>ア 委員会の主な業務は、知事からの諮問に対する答申や委員会指示の発動などがある。</p> <p>イ 一般に河川、湖沼では、採捕者による乱獲によって資源が枯渇する恐れが非常に高いことから、漁業権者である漁協に増殖義務が課せられており、各漁協ごとの増殖数量を委員会において決定し、指示している。(漁業法67・130)</p>
--------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>委員選任要件 (根拠条文)</p>	<p>都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から選任する。(漁業法131②)</p>
<p>委員選任方法 (根拠条文)</p>	<p>1 委員選任要件を満たす者の中から知事が選任する。(漁業法131②) 2 会長は、委員が互選する。互選することができないときは、知事が委員の中から選任する。(漁業法132、85②)</p>
<p>委員に課される義務・制限 (根拠条文)</p>	<p>1 委員は、都道府県議会議員と兼ねることができない。(漁業法132、95) 2 委員は、正当な事由がなければ委員を辞職することができない。(漁業法132、96) 3 委員が、県に対しその職務に関する請負をする者又はその支配人若しくは同一の行為をする法人の取締役等に該当するとき(該当するかどうかは知事が決定する。)は、その職を失う。(漁業法132、97の2①、地自法180の5⑥) 4 知事は、特別の事由があるときは、委員を解任することができる。(漁業法132、100) 5 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。(漁業法132、102) 6 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6)</p>
<p>その他</p>	<p>内水面漁場管理委員会は、その処分又は裁決に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(漁業法135の3)</p>